中運局公示第２４７号

公　　示

個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について

平成１４年１月１８日付中運局公示第２４４号「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」で定める「Ⅰ．10．法令に関する知識」及び「Ⅱ．４．法令に関する知識」の基準に適合するかどうかを審査するため、次のように試験を実施するので公示する。

平成１４年１月１８日

中部運輸局長　　津野田　元直

Ⅰ．試験制度

試験については以下のとおりの実施方法とする。

１．事前試験

許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。

２．申請後試験

譲渡譲受及び相続の認可申請をした者を対象として実施する試験。

Ⅱ．事前試験

事前試験の実施方法等については以下のとおりとする。

１．受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（１）から（３）のいずれにも該当する者であること。

（１）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。

（２）年齢が６５歳未満（人口が概ね３０万人以上の都市を含まない営業区域等における受験者にあっては８０歳未満）であること。

（３）「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成１４年１月１８日付け中運局公示第２４４号）」（以下「審査基準」という。）Ⅰ．３．（２）又はⅡ．２に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試

験の申込日」とする。また、同基準別表２の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

２．受験申込書の受付期間及び試験実施時期

（１）受験者は、受験しようとする営業区域を管轄している運輸支局長を経由して中部運輸局長あてに受験申込書（別紙様式）を提出すること。

（２）受験申込書の受付期間は、毎年次の（３）で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。

①　４月１日から５月 31 日まで。

②　８月１日から９月 30 日まで。

③　12 月１日から１月 31 日まで。

（３）試験の実施時期は、毎年次の各期間におけるいずれかの日とする。

①　７月１日から７月 31 日まで。

②　11 月１日から 11 月 30 日まで。

③　３月１日から３月 31 日まで。

３．出題範囲及び設問形式等

（１）試験は、筆記試験により実施する。

（２）出題範囲は、別表に掲げる事項から出題する。

（３）設問形式については、○×方式及び語群選択方式とする。

（４）出題数は、４０問とする。

（５）配点は、問題の１問につき１点とする。

（６）試験時間は、５０分とする。

（７）試験の合格基準は、９０パーセント以上の成績とする。

４．試験実施後の取扱い

（１）試験実施後、中部運輸局において合格者の公表を行う。

（２）（１）と併せて、合格者に対して合格証を発行する。

（３）合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

①　合格証の発行日から２年を経過する日

②　年齢が６５歳（人口が概ね３０万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあっては８０歳）に達する日の前日

５．その他

（１）受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることとする。

（２）試験合格後に１．（３）に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ．申請後試験

申請後試験の実施方法等については以下のとおりとする。

１．試験対象者

次の（１）又は（２）に掲げる者を対象に実施する。ただし、Ⅰ．に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

（１）譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

（２）相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

２．試験の実施時期

（１）譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施する。

①　７月１日から７月 31 日まで。

②　11 月１日から 11 月 30 日まで。

③　３月１日から３月 31 日まで。

（２）相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、（１）の実施時に併せて行うことができるものとする。

３．出題範囲及び設問形式等

Ⅱ．３と同じ

４．試験実施後の取扱い

（１）試験実施後、合格者に対しては合格通知を発行することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

（２）不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行う。

５．申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

（１）試験合格者にあっては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に合格証を発行する。

（２）合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

①　合格証の発行日から２年を経過する日

②　年齢が 65 歳（人口が概ね３０万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあっては８０歳）に達する日の前日

Ⅳ．その他

１．Ⅰ．に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。

２．試験の実施日時及び場所については、事前に中部運輸局等において公示する

とともに、Ⅰ．１．に規定する試験の受験者及びⅠ．２．に規定する試験の試験対象者に通知する。また、Ⅰ．１．に規定する試験の受験者には、営業区域を記載したものを併せて通知する。

３．試験結果の公表等については、次の事項を公表する。

（１）結果発表時に次の事項を公表する。

①　受験者数

②　合格者数

③　法令試験の最高点、最低点及び平均点

（２）試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより問題の公表とする。

４．試験に欠席した者は、原則として不合格とし、Ⅰ．２．に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続を行う。

附　則（平成１４年１月１８日付中運局公示第２４７号）

１．この公示は、平成１４年２月１日以降に実施する試験から適用する。

２．平成６年９月１日付中運局公示第９７号「１人１車制個人タクシーの免許申請者及び譲渡譲受等の認可申請者に対する試験について」は、平成１４年１月３１日をもって廃止する。

附　則（平成１６年１２月２１日付中運局公示第１２７号　一部改正）

この公示は、平成１７年１月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（平成１７年１２月２１日付中運局公示第１２７号　一部改正）

この公示は、平成１８年１月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（平成２０年６月１３日付中運局公示第３５号　一部改正）

この公示は、平成２０年９月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（平成２４年２月　１７日付中運局公示第１０６号　一部改正）

この公示は、平成２４年４月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（平成２７年１月２９日付中運局公示第５４号　一部改正）

この公示は、平成２７年４月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（平成２７年９月３０日付中運局公示第３５号　一部改正）

この公示は、平成２７年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和２年１２月２５日付中運局公示第５３号　一部改正）

この公示は、令和３年１月１日以降に実施する試験から適用する。

附　則（令和６年１月２５日付中運局公示第１０９号　一部改正）

この公示は、令和６年１月２５日以降に実施する試験から適用する。

附　則（令和６年５月２７日付中運局公示第９号　一部改正）

１．この公示は、令和６年４月１日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。

２．令和６年度に限り、Ⅱ．２．（３）①の規定に基づき実施する法令試験に応じた受験申込書の受付期間については、Ⅱ．２．（２）①の規定に関わらず４月１日から５月３１日までとする。

附　則（令和８年２月１３日付中運局公示第１３２号　一部改正）
この公示は、令和８年２月１３日以降に申請を受け付けたものから適用する。

（別　表）

個人タクシーの試験問題の出題範囲

出　　題　　範　　囲
（１）道路運送法関係 ①　道路運送法(昭和２６年法律第１８３号) ②　道路運送法施行令(昭和２６年政令第２５０号) ③　道路運送法施行規則(昭和２６年運輸省令第７５号)
④　旅客自動車運送事業運輸規則(昭和３１年運輸省令第４４号)
⑤　旅客自動車運送事業等報告規則(昭和３９年運輸省令第２１号) ⑥　一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款（昭和４８年運輸省告示第３７２号) ⑦　個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成１３年１１月１５日付国自旅第１０７号) ⑧　一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成１３年１０月２６日付国自旅第１００号) ⑨　一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成１３年１０月２６日付国自旅第１０１号) ⑩　運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成１４年４月５日付国自旅第５号) ⑪　その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（中部運輸局長等の公示及び通達を含む。）
（２－１）タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域の場合のみ出題) ①　タクシー業務適正化特別措置法（第４４条から第４７条までに限る。） ②　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第２８条から第３８条までに限る。） （２－２）タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題) ①　タクシー業務適正化特別措置法（第４６条から第４７条までに限る。） ②　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第３０条から第３８条までに限る。）

出　　題　　範　　囲

（３）道路運送車両法関係

①　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

・第１条（この法律の目的）
・第１１条（自動車登録番号標の封印等）
・第１２条（変更登録）
・第１３条（移転登録）
・第１５条（永久抹消登録）
・第１９条（自動車登録番号標等の表示の義務）
・第２０条第２項（自動車登録番号標の廃棄等）
・第４１条（自動車の装置）
・第４２条（乗車定員又は最大積載量）
・第４７条（使用者の点検及び整備の義務）
・第４７条の２（日常点検整備）
・第４８条（定期点検整備）
・第４９条（点検整備記録簿）
・第５４条第１項、第２項（整備命令等）
・第５７条（自動車の点検及び整備に関する手引）
・第５８条（自動車の検査及び自動車検査証）
・第６１条（自動車検査証の有効期間）
・第６２条（継続検査）
・第６６条（自動車検査証の備付け等）
・第６７条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
・第６９条第２項（自動車検査証の返納等）
・第７０条（再交付）

②　自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）

・第１条第１号（日常点検基準）
・第２条第１号（定期点検基準）
・第４条（点検整備記録簿の記載事項等）

③　道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）

・第２９条（窓ガラス）
・第４３条の２（非常信号用具）
・第４３条の３（警告反射板）
・第４３条の４（停止表示器材）
・第５０条（旅客自動車運送事業用自動車）
・第５３条（乗車定員及び最大積載量）

出　　題　　範　　囲
④　自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号） ・第２条（定義） ・第３条（報告書の提出） ・第４条（速報） ⑤　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 ・③に掲げる条項について具体的に定める事項 ⑥　その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（中部運輸局長等の公示及び通達を含む。）

（別紙様式）

年　　月　　日

中部運輸局長　　殿

住　　所
氏　　名
生年月日
電話番号

受　験　申　込　書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」（平成１４年１月１８日付け中運局公示第２４７号）Ⅰ．１．に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

１．営業区域

２．運転経歴（新しいものから記載すること。）

（自） 年月日	（至） 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

３．試験通知等の送付先

郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．添付書類

運転免許の種類、運転免許証又は免許情報記録の番号および有効期限を証するに足りる資料の写し